

新旧対照条文

◎ 国民健康保険条例参考例 (抄) (平成二十七年四月一日施行)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第十八条の六 第十五条又は第十八条の二の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十五条の基礎賦課額と第十八条の二の基礎賦課額との合算額をいう。第二十一条及び第二十二条第一項において同じ。)は、<u>五十二万円</u>を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第十八条の六の十二 第十八条の六の三又は第十八条の六の七の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十八条の六の三の後期高齢者支援金等賦課額と第十八条の六の七の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第二十一条及び第二十二条第一項において同じ。)は、<u>十七万円</u>を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第十八条の十二 第十八条の八の賦課額は、<u>十六万円</u>を超えることができない。</p>	<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第十八条の六 第十五条又は第十八条の二の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十五条の基礎賦課額と第十八条の二の基礎賦課額との合算額をいう。第二十一条及び第二十二条第一項において同じ。)は、<u>五十一万円</u>を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第十八条の六の十二 第十八条の六の三又は第十八条の六の七の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十八条の六の三の後期高齢者支援金等賦課額と第十八条の六の七の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第二十一条及び第二十二条第一項において同じ。)は、<u>十六万円</u>を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第十八条の十二 第十八条の八の賦課額は、<u>十四万円</u>を超えることができない。</p>

(保険料の減額)

第二十二条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第十五条又は第十八条の二の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が五十二万円を超える場合には、五十二万円）とする。

一 (略)

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に掲げる金額に二十六万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ・ロ (略)

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に掲げる金額に二十六万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に十分の五

(保険料の減額)

第二十二条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第十五条又は第十八条の二の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が五十一万円を超える場合には、五十一万円）とする。

一 (略)

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に掲げる金額に二十四万五千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ・ロ (略)

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に掲げる金額に二十四万五千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に十分

(十分の四、十分の三) を乗じて得た額(以下「第二号の一人当たり軽減額」という。)に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額

三 第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に掲げる金額に四十七万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外の者 イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ・ロ (略)

三 第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に掲げる金額に四十七万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外の者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に十分の二を乗じて得た額(以下「第三号の一人当たりの軽減額」という。)に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額

の五(十分の四、十分の三) を乗じて得た額(以下「第二号の一人当たり軽減額」という。)に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額

三 第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に掲げる金額に四十五万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外の者 イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ・ロ (略)

三 第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に掲げる金額に四十五万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外の者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に十分の二を乗じて得た額(以下「第三号の一人当たりの軽減額」という。)に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額

2 (略)

3 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十五条又は第十八条の二」とあるのは「第十八条の六の三又は第十八条の六の七」と、「五十二万円」とあるのは「十七万円」と、第二項中「第十八条」とあるのは「第十八条の六の六」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十五条又は第十八条の二」とあるのは「第十八条の八」と、「五十二万円」とあるのは「十六万円」と、第二項中「第十八条」とあるのは「第十八条の十一」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十五条又は第十八条の二」とあるのは「第十八条の六の三又は第十八条の六の七」と、「五十一万円」とあるのは「十六万円」と、第二項中「第十八条」とあるのは「第十八条の六の六」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十五条又は第十八条の二」とあるのは「第十八条の八」と、「五十一万円」とあるのは「十四万円」と、第二項中「第十八条」とあるのは「第十八条の十一」と読み替えるものとする。